

環境保全活動・環境教育推進法（第7条）に基づく 基本方針の改正の主なポイント

1 法改正の反映

- 協働取組の在り方について新たに規定
- 学校教育における環境教育の充実
- 環境教育に関わる団体の支援方策等について新たに規定等

2 第一次基本方針制定（H16）以降の情勢の変化の反映

- 地球温暖化、生物多様性保全、循環型社会形成等の最近の動きへの対応
- 教育基本法の改正（教育目標に「環境の保全に寄与する態度を養うこと」が規定）への対応等

3 環境教育等推進専門家会議における議論の反映

- 地域の身近な環境問題への取組を体験させ、実感を伴わせることが重要
- 環境教育を担う人材の育成のみならず、それが活用される機会を創ることも重要等

4 その他

- 「今後の環境教育・普及啓発のあり方を考える検討チーム」報告書の反映
- 第一次基本方針の表現の簡素化等